

段階	対応	判断基準	内容	解除基準
4	休園対応	園児及び職員が陽性者 ただし、感染が心配される期間の当該園児 当該職員の登園、出勤がない場合はこの 限りではない	休園 ただし、医療従事者等の感染症対策 に携わる場合は受け入れる	保健所の指導による
3	自粛対応	園の関係者に陽性者、濃厚接触者がいて 登園、出勤したため園内での感染リスク が高まったとき	登園自粛を促します 園児の登園はかなり減るが 密にならない園生活にする	関係者が陽性者の場合は所定の期間 濃厚接触者の場合は陰性が確認され 次第
2	特別対応	園の関係者に感染症の心配はないが 周辺の感染者の増加が見られ、その中で 園児の感染者が週単位で増加している	特別時間 8:00～18:00 受け入れ、お渡しをクラスで対応 感染拡大防止のため接触制限をする	周辺の感染者数が減少傾向にあり 特に周辺の園児の感染者が減って 落ち着いた状況になっている
1	通常対応	通常通りの感染症対策で対応可能 日常的な感染対策で生活できる 園の関係者に感染症の心配はなく 周辺の感染状況も落ち着いている	通常時間 7:00～19:00	コロナ感染症が一般の風邪や感染症と 同程度の扱いに変わるとき
0	従前対応	コロナ感染症が一般の風邪や感染症と 同程度の扱い	通常時間 7:00～19:00 日常的な感染対策は維持する	

※給食費対応 自粛対応期間及び特別対応期間に自粛をいただいた場合は、給食費を日割り計算で保護者に戻します。
保育料の戻しは、市の対応によりますので、今のところ未満児への還付予定はありません。